

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01339

研究課題名(和文) 契約の経済学に基づく契約責任論の構築

研究課題名(英文) Economics of Contract and a Theory of Contractual Liability

研究代表者

山本 顕治 (Yamamoto, Kenji)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：50222378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、契約法とは、正義の実現のみならず、情報の非対称性や契約の不完備性という各種厚生阻害要因に対する制度的対応と理解されるべきであるとの主張をなし、理論および具体的事例分析を通じてその妥当性を論じた。そこでは、経済学において大きな発展を見た契約の経済学(契約理論)の成果を参照し、契約成立前の情報の非対称性から生ずるアドバースセクションや、契約成立後の情報の非対称性から生ずるモラルハザード、さらには、契約締結時点において事後生ずるあらゆる状況に対応した最適ルールを具備することができないことから生ずる非効率性に対する法的対応・制度的対応として契約法を理解すべき事を論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

契約法に契約の経済学の分析視角を導入し、正義の実現という観点のみならず、情報の非対称性や契約の不完備性という厚生阻害要因への対応として契約法を検討するという分析方法はこれまでのわが国法律学において見られなかった研究手法である。また、本研究は、契約当事者間の正義の実現という従来のわが国契約法学の分析視角の狭さを批判し、契約が市場において果たす機能に着目し、市場法として契約法を理解するという分析視角をわが国契約法学に持ち込むものである。このような分析視角は近時、米国、欧州において急速に展開されており、本研究はこれまでのわが国契約法学、さらには民法学の研究手法を一新するものである。

研究成果の概要(英文)：In this study, I argue that contract law should be understood not only as the realization of justice, but also as an institutional response to various welfare disincentives such as information asymmetry and incompleteness of contracts, and discuss its validity through theoretical and concrete case analyses. Referring to the results of the economics of contract (contract theory), which has seen significant development in economics, I argued that the optimal rules cannot be established to deal with adverse selection arising from information asymmetry before contract conclusion, moral hazard arising from information asymmetry after contract conclusion, and any situation that arises after the fact at the time the contract is concluded. In addition, I argued that contract law should be understood as a legal and institutional response to inefficiencies resulting from the inability to provide optimal rules for all situations that arise after the fact at the time the contract is concluded.

研究分野：民法、契約法

キーワード：契約法 契約の経済学 情報の非対称性 プリンシパル=エージェント問題 アドバースセクション
モラルハザード 不完備契約 ホールドアップ問題

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究が開始した2018年度に先立つ2年前、2016年度ノーベル経済学賞はBengt HolmströmとOliver Hartに授与された。受賞理由は「契約理論(contract theory)」への貢献である。契約理論は「契約の経済学(economics of contract)」とも呼ばれ、革新的知見をもたらす理論枠組みとして1980年代以降大きな関心を集めてきた。契約の経済学における契約とは、情報の非対称性と契約の不完備性を中核とする各種厚生阻害要因に対処するための制度・仕組み・取引メカニズムと定義される。契約とは取引の効率性を阻害する各種要因に対処し、最適なインセンティブを当事者に与えるメカニズムであり、契約の経済学は厚生阻害要因に対処する契約・仕組み・法制度のデザイン、即ちインセンティブ・メカニズムのデザインに関する研究分野である。契約理論は、現在では経済学を超えてさまざまな分野に大きな影響を与えており、欧米においては法律学もその例外ではない。これに対し、本研究が開始した当時の我が国の民法学・契約法学は、契約の経済学に取り組むことを全く行っておらず、契約の経済学が法律学に対して有する重要な含意を理解していなかった。英米法、大陸法を検討する場合においても、1970年代までに形成された方法論に基づく立法・学説を検討することに終始しており、30代、40代の米国留学経験を持つ若手法学者、法と経済学者の研究が着目されることはなかった(残念ながら、この状況は現在においても続いている)。これに対し、国外の研究動向に目を向けると、契約の経済学に代表される新たな経済理論を積極的に摂取しようとする新世代の法学研究は、米国のみならず大陸法を代表するドイツ法においても顕著な進展を見せており、契約の経済学を基盤に据えた契約法研究、民法研究が着実に積み上げられている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ミクロ経済学において1980年代以降急速な発展を見た契約の経済学を基盤として、新世代の契約法理論・契約責任論を構築することにある。本研究は、契約の経済学の中核をなすプリンシパル=エージェント理論と不完備契約論に重点を置きつつ、「競争」や「不確実性」、さらに人間の「認知バイアス」が社会厚生に与える影響を学際的手法に基づいて明らかにし、かかる知見を踏まえた上で、市場が有効にその機能を発揮するために契約法制度、契約責任制度、特に救済法制度をいかに設計・解釈すればよいのかという問題について理論的・解釈論的検討を加えることを目的とした。本研究においては、「厚生」や「効率性」という、旧来の民法学においては重要性が看過されてきた評価基準を組み込んだ契約法理論・契約責任論の構築を目的とした。契約の経済学の理論的基盤に基づき判例や法条の解釈問題に適用することを通じて、契約の経済学が民法学、契約法学の必須の理論枠組みであり、実践的にも極めて強力な分析枠組みであることを明らかにする。これはまた、法学者、実務法曹、政策担当者にとって契約の経済学に基づく新たな法政策学を利用可能なものとするための研究である。

3. 研究の方法

本研究の開始当時、我が国の裁判例において、法文・先例との整合性・一貫性、結論の妥当性等々、これまで法解釈学が拠り所としてきた解釈方法では分析し難い争訟が顕著なものとなっていた。これに対処するため、本研究においては、研究の方法として、米国のみならず大陸法の枠組みで経済理論に積極的に取り組んでいるドイツにおける法と経済学研究の成果を検討することから始めた。中でも、発展の著しい、プリンシパル=エージェント理論、および、不完備契約論に重点を置きながら、それぞれの理論が含意する契約法上の意味を考えることを行なった。そこでは、数理モデルを用いた研究手法が極めて強力な分析ツールを提供することを確認することができた。続けて、理論研究を通じて得られた理論的・解釈論的知見をわが国の具体的な争訟に適用することによって、有効性を検証するという研究手法を採用した。

4. 研究成果

(1) 本研究課題に基づく第一の研究成果は、論文「契約の機能 -プリンシパル=エージェント理論に基づく最適契約のデザイン」安永正昭=鎌田薫=能見善久監修『債権法改正と民法学II』(商事法務、2018年)である。そこでは、契約法とは正義の実現のみならず、契約の不完備性、情報の非対称性を中核とする各種厚生阻害要因への制度的対応として理解すべきと主張し、当事者間に情報の非対称性が存する場合、これに対応するための最適契約(optimal contract)の基礎について考察した。そのため、契約の経済学(契約理論)におけるプリンシパル=エージェント理論を取り上げ、モラル・ハザードの基本モデルを紹介し、契約法に対するその意義を検討した。契約当事者間に情報の非対称性がある場合に、それがどのように当事者間の厚生を阻害するかを明らかにし、これを踏まえて当該厚生阻害要因に対処するための制度的対応として契約および契約法をデザインすべきことを論じた。さらに、法規定に内在する正義という観点から現実の契約を見るというこれまでのわが国契約法学における考え方の問題性を指摘し、正義のみならず効率性という観点からも現実の契約および契約法制度を評価すべきことを論じた。その際、最適契約(効率的契約)をデザインするためには、契約を取り巻く様々な環境条件の内、何が重要となるかを明らかにせねばならず、これまでの契約法理論で唱えられてきた法規定を正義基準として現実の契約を評価することではこの要請に対応できないことを明らかにした。契約の経済学に代表される現代経済学の知見を取り入れた契約法学を構築してゆくことが新世代契約法学の課題であることを論じた。

(2) 本研究課題に基づく第二の研究成果は、論文「意図的契約違反と故意不法行為 -隠れた不履行による集団的被害の救済法理」神戸法学雑誌 68巻4号(2019年)である。米国においては、意図的な契約違反を故意不法行為と評価し、履行利益賠償を超える損害賠償(超過損害賠償)を認める意図的契約違反の

法理がある。本稿の前半では、この意図的契約違反の法理を法と経済学の観点から検討する米国契約法・不法行為法理論（情報準拠理論）を紹介・検討した。後半では、当該理論が、効率的契約違反論（契約を破る自由論）に対して有する含意を明らかにし、また、米国における全州規模での保険金不払い事件である Campbell v. State Farm 事件を取り上げ、情報準拠理論を踏まえて検討した。さらに、これらの検討が、平成 28 年に施行された消費者裁判手続特例法に対して有する含意を論じた。これにより、履行利益を超える損害賠償（超過損害賠償）には、①実質的には填補賠償に過ぎないものと、②履行利益を超える政策的損害賠償があることを明らかにし、は、隠れた不履行による集団的被害の救済法理として重要な意味を持ち、わが国損害賠償制度においても肯定されうること、は、社会的効率性の達成という政策目的に照らして課される損害賠償（政策的損害賠償）であるところ、そこには私法的損害賠償の基本原則に照らして一定の制約が課されるべきことを明らかにした。

（3）本研究課題に基づく第三の研究成果は、経済学者を主体とする法と経済学研究書への寄稿論文である「消費者撤回権の経済的合理性」細江守紀編著『法と経済学の基礎と展開 -民事法を中心に-』（勁草書房、2020 年）である。本論文では、特定商取引に関する法律、割賦販売法等に設けられている消費者撤回権を法と経済学の観点から検討した。消費者撤回権の法的性質については、従来これを意思表示の瑕疵の特例と理解する見解が多数であった。これに対し、本稿は、消費者撤回権はより一般的な取引ルールとして捉えることができることを論じた。

第一に、本稿は、取引開始時に買主にとって商品価値が不確定であるという取引に広く存在する厚生阻害要因への制度的対応として消費者撤回権をとらえた。これにより、消費者撤回権は契約責任制度の一般的なルールと共通する基礎を持つと考える道が開ける。即ち、これまで効率的契約違反論において論じられてきた売主による契約違反事例と対比すると、消費者撤回権は消費者による効率的契約違反事例と理解することができ、両者はパラレルな関係に立つことが判明した。また、無償撤回権においては、過剰行使により増加する費用が価格に転嫁され、これにより買主は撤回権行使により免れた不利益以上の損失を被ること、さらに一部の買主が市場から退出するという厚生阻害が惹起されることを論じた。

第二に、有償撤回権を消費者契約法に任意規定として法定することは社会厚生を改善し、撤回権に対して異なった嗜好を持つ消費者に対しそれぞれの嗜好に合致した契約を提供することが可能になることを明らかにした。他方、強行規定とすると、撤回権を不要とする消費者に上積みされた価格を課し、撤回権を不要とする消費者から撤回権を必要とする消費者への内部補助を強制する結果となり、公平性の点で問題があることを指摘した。

第三に、不確定性という取引一般に見られる厚生阻害要因への制度的対応として消費者撤回権を理解することは、意思表示の瑕疵の特例として消費者撤回権を捉える従来の立場に縛られず、契約責任論の枠組み、契約法総論の枠組みにおいて消費者撤回権を捉えるという新たな立場への展開を可能にすることを論じた。

（4）本研究課題に基づく第四の研究成果は、私も共編著者となった研究書への寄稿論文である「交渉促進規範としての解除権とオプション権 -縮小社会におけるホールドアウト問題の私法的規律」角松生史=山本顯治=小田中直樹=窪田垂矢編著『縮小社会における法的空間 -ケアと抱擁-』（日本評論社、2022 年）である。現在わが国は縮小社会に直面している。そこで課題となる都市内部における空間形成、地域再編においては、多数の利害関係者の参加を促進する地域創造のコンセプトが求められている。このとき、多数の利害関係者の交渉ルールを適切にデザインすることで関係当事者の"private ordering"を尊重した問題解決を実現できるのではないかとの問題意識から、いわゆる「ホールドアウト問題」に対処するための契約的規律について考察した。そして逐次売買において発生するホールドアウト問題と不完備契約論という「ホールドアウト問題」の共通性を明らかにし、これに対処するための契約的規律としての契約の任意解除権、オプション権を検討した。いずれもホールドアウト問題を抑止し、当事者間交渉を促進する規範、即ち、交渉促進規範として機能することを見た。

（5）本研究課題に基づく第五の研究成果は、「契約類型の戦略的選択 -strategy of contract choice-」磯村保=後藤巻則=窪田充見=山本敬三編著『法律行為法・契約法の課題と展望』（2022 年）である。そこでは、わが国の契約法学には戦略論がないことを冒頭で指摘し、契約の経済学の先駆けとなった「契約の選択論(contract choice theory)」を参照しながら、リスクと情報の非対称性という環境条件の下での最適契約類型につき雇用契約、賃貸借契約、成果分有契約（share-cropping contract）を比較検討した。その結果、契約類型の選択は「リスク・シェアリングとインセンティブ付与のトレード・オフ」のもとで、いずれの要因を重視するかにより戦略的になされることを明らかにした。本論文は、ビジネスを遂行しようとする当事者が、どのような戦略に基づきある契約類型を選択し、あるいは新たな契約を創案するのかという問いを立て、「契約類型選択の基礎にあるロジック」について考察する。本稿は、統一的な理論枠組みに基づき契約類型の特質・機能を明らかにしつつ、契約類型の戦略的な選択という観点をわが国の契約法学に導入しようとする試みの第一歩である。

（6）本研究課題に基づく第六の研究成果は、「中途解約禁条項の対市場効果と違法性 -『市場法としての消費者法』研究序説-」沖野眞己=丸山絵美子=水野紀子=森田宏樹=森永淑子編著『これからの民法・消費者法（2）』（信山社、2023 年）である。継続的な役務提供契約において、一定期間役務を受領した後に当該契約を継続するか否かの選択をなすことを顧客に認めるが、その際、顧客に一定の不利益（違約金等）を課すことを条件とする契約条項を本論文では広く「ロックイン条項」と呼び、その違法性を検討した。かかる条項については、これまでは当該条項による拘束を受ける顧客（消費者）の法益保護という観点からその違法性が検討されてきた。これに対し、本論文は、ロックイン条項の本質を把握するためには、当該条項の「対市場効果」を理解することが不可欠であることを論じた。本論文では、日米において裁判例があり、民法学および消費者法学、消費者行政において大きな関心と呼んだ携帯電話利用契約における中途解約金条項を例に取り上げ、消費者契約法 9 条 1 号に基づく損害の超過填補の問題として中途解約金

条項の違法性を把握しようとするこれまでの消費者法学の理解を批判し、中途解約金条項の対市場効果を検討することによって当該条項の新たな違法性根拠を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 1
2. 論文標題 交渉促進規範としての解除権とオプション権—縮小社会におけるホールド・アウト問題の私法的規律	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 角松生史=山本顯治=小田中直樹=窪田垂矢編著『縮小社会における法的空間—ケアと抱搦—』	6. 最初と最後の頁 217-243
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 1
2. 論文標題 契約類型の戦略的選択 -Strategy of Contract Choice-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 磯村保 = 後藤巻則=窪田充見=山本敬三編著『法律行為法・契約法の課題と展望』	6. 最初と最後の頁 63-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 1
2. 論文標題 消費者撤回権の経済的合理性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 細江守紀編著『法と経済学の基礎と展開 -民法法を中心に-』	6. 最初と最後の頁 63, 91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 1
2. 論文標題 NHK受信契約の成立	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 平成30年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 72, 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 2
2. 論文標題 契約の機能--プリンシパル=エージェント理論に基づく最適契約のデザイン	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 安永正昭=鎌田薫=能見善久監修『債権法改正と民法学』	6. 最初と最後の頁 341, 376
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 68
2. 論文標題 意図的契約違反と故意不法行為 -隠れた不履行による集团的被害の救済法理	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 213,252
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山本顯治	4. 巻 2
2. 論文標題 中途解約禁条項の対市場効果と違法性 -「市場法としての消費者法」研究序説-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 沖野眞己=丸山絵美子=水野紀子=森田宏樹=森永淑子編著『これからの民法・消費者法(2)』	6. 最初と最後の頁 427,461
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 角松生史 = 小田中直樹 = 山本顯治 = 窪田亜矢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 336
3. 書名 縮小社会における法的空間 -ケアと抱擁-	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------